

新潟県社会人サッカー 8 人制交流戦 開催要項

(新潟県社会人サッカー 8 人制交流戦の運営)

第 1 条 第 1 条 新潟県社会人サッカー 8 人制リーグ (以下「8 人制リーグ」という) の運営は、新潟県社会人サッカー連盟 (以下「社会人連盟」という) 理事から選任される 8 人制リーグ運営委員長を長とする 8 人制リーグ運営委員会 (以下「運営委員会」という) が行う。

(運営委員会)

第 2 条 本運営委員会には、次の役員を置くものとする。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 委員 複数名 (社会人連盟、他外部より適宜で選任)

(交流戦の構成)

第 3 条 交流戦は、一般の部とシニアの部より構成する。但し、参加チーム次第で変更あり。

(参加資格)

第 4 条 参加費を納入しており、確実にリーグ戦を戦えるチームであること。

- 2 追加登録選手の出場については、運営委員会が明示した提出期限までに登録をし、承認を得た次節より出場可能となる。

(選手登録)

第 5 条 選手資格を有する選手の登録人数は 25 名までとする。

- 2 同一大会で異なるチームから選手として出場することはできない。
- 3 「シニアの部」は 35 歳以上が登録可能。但し、35 歳未満の選手登録を 5 名まで、試合には同時で 3 名までの出場を許可する。

(試合)

第 6 条 8 人制交流戦は次のとおり行う。

- (1) 「一般の部」：予選ブロック総当たりリーグを行う。各ブロック上位 2 チームが決勝トーナメントに進出。「シニアの部」：1 回総当たり方式。(参加チーム数によって変更あり)
- (2) 出場選手は 1 チーム 8 名であり、GP1 人、FP7 人とする。チームには必ず監督を置き、選手を兼ねることができる。ベンチにはエントリー表記載の者しか入れない。
- (3) 試合時間は 20 分ゲームとする。ハーフタイムは 5 分とし、すべての試合に於いて延長は行わない。但し、「一般の部」決勝戦は 30 分ゲームとする。試合開始時に必ず 8 人揃っている事を条件とする。
- (4) 試合の審判は 3 人制を適用する。
- (5) 参加者の性別、出身地、国籍は問わない。
- (6) メンバー表は、第 1 試合は試合開始 15 分前までに、以降は前試合のハーフタイムまでに本部に 2 部提出すること。

(7) 交代については、以下の通りとする。

①交代予定者として、試合前のメンバー表に記載された選手でなければならない。

(8) 退場については、以下に定めるものとする。

①審判より退場を命じられた選手は、当該試合の次試合の出場を禁止する。。

②審判より退場を命じられた選手は、速やかに退場するとともに定められたピッチ内からも退出しなければならない。

(9) 警告については、下記に定めるものとする。

①同試合での警告 2 回で、その試合は退場となり、次の試合は出場停止となる。

(10) 試合球は、日本協会発行の【サッカー競技規則】に記載の品質及び規格と同等品以上とする(5号球使用)。当該試合のチームが各々1個提出し、試合球と予備球とする。

(11) ピッチ及びゴールは少年用を使用する。

(順位の決定)

第7条 試合の勝ちチームには3点、引き分けには両チーム1点があたえられ、勝ち点の多い順に順位を決定する。

2 勝ち点の合計が同一の場合は、以下の順序による。(リーグ方式)

(1) 全試合のゴール・デファレンス (得点－失点)

(2) 総得点数の大小

(3) 当該チーム同士の対戦成績

3 「一般の部」決勝トーナメントは、時間内で決しない場合は即 PK 戦に移行する。

(審判)

第8条 審判は全て帯同制とする。(有資格者であることが望ましいが必須とはしない)

2 黒色の審判着又はチームとは異なる色のビブス着用とする。

3 審判は、出場選手以外でも可能とする。

4 割当審判を行わないチームは棄権とみなす。(集合：開始5分前にマッチミーティング)

(罰則)

第9条 罰則が科せられる場合は、次のとおりとし、原因となったチームに科すものとする。

(1) 割り当てられた審判を怠る等、審判の要件を満たすことができなかった場合

(2) スポーツマンシップに反する行為のあった場合、チームの出場を停止することがある。

2 登録外の選手を試合に出場させた場合、当該試合は行うが勝敗問わずに負けとし、更にその時点の勝ち点から－3とする。

(申込方法)

第10条 大会参加申込書に必要事項を記入のうえ、所定の送付先へ送付すること。

2 大会参加費は所定の口座へ振り込むこと。

(その他)

第11条 黒以外1種類以上のユニフォームを用意すること。(ビブス着用可)

- 2 試合中の飲料水は水のみとする。
- 3 大会中のケガについての責任は負わない。
- 4 会場は新潟聖籠スポーツセンター・アルビレッジを使用。
- 5 各コート第 1 試合の 2 チームは、会場設営等を行うこと（集合：試合開始の 15 分前）。
- 6 各コート最終試合の 2 チームはゴール移動をすること。
- 7 禁煙（市スポーツ施設の敷地内では車中も含め全面禁煙）。会場敷地内での飲酒禁止。

附 則

本要綱は、令和 7 年 9 月 1 日より施行する。

令和 8 年 3 月 22 日 改訂。